

堺市公報 号外第5号	平成30年12月26日発行
堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
< 条例 >	
○堺市市税条例の一部を改正する条例 【財政局税務部税制課】	3
○堺市印鑑条例の一部を改正する条例 【市民人権局市民生活部戸籍住民課】	4
○堺市立のびやか健康館条例 【環境局環境事業部環境事業管理課】	5
○堺市がん対策推進条例の一部を改正する条例 【健康福祉局健康部健康医療推進課】	13
○堺市立えのきはいむ条例を廃止する条例 【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	14
○堺市南部大阪都市計画黒山東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 【建築都市局開発調整部建築安全課】	15
○堺市立協和町地区駐車場条例を廃止する条例 【建築都市局住宅部住宅改良課】	20

本号で公布された条例のあらまし

○堺市市税条例の一部を改正する条例（平成30年条例第51号）

公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会に対する寄附金を市民税所得割の税額控除の対象となる指定寄附金とみなす規定を設けるもの

○堺市印鑑条例の一部を改正する条例（平成30年条例第52号）

平成30年12月30日付けで現行の自動交付機を廃止し、その後、本市の庁舎内において、新たな端末機（地方公共団体情報システム機構の電子計算機を經由して本市の電子計算機と接続されたものをいう。）を利用した印鑑登録証明書の交付を開始するもの

○堺市立のびやか健康館条例（平成30年条例第53号）

本市が堺市立のびやか健康館を直接管理運営する場合における規定を追加するとともに、使用料の見直しを行うもの

○堺市がん対策推進条例の一部を改正する条例（平成30年条例第54号）

健康増進法の一部改正を踏まえ、用語の定義の改正を行うもの

○堺市立えのきはいむ条例を廃止する条例（平成30年条例第55号）

堺市立えのきはいむを廃止するもの

○堺市南部大阪都市計画黒山東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成30年条例第56号）

南部大阪都市計画黒山東地区地区計画の区域内における建築物の敷地、用途及び緑化率に関する制限について定めるもの

○堺市立協和町地区駐車場条例を廃止する条例（平成30年条例第57号）

堺市立協和町東駐車場を廃止するもの

条 例

堺市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月26日

堺市長 竹山修身

堺市条例第51号

堺市市税条例の一部を改正する条例

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第3条を次のように改める。

（税額控除の特例）

第3条 所得割の納税義務者が、前年中に公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会（以下この条において「組織委員会」という。）に対し、所得税法第78条第2項第3号に掲げる寄附金（平成30年4月1日以後の支出に係るものに限る。）を支出した場合においては、当該寄附金を第17条第2項第3号に規定する指定寄附金とみなして同項の規定を適用する。この場合において、第17条の2第6項の規定は、組織委員会について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月26日

堺市長 竹山修身

堺市条例第52号

堺市印鑑条例の一部を改正する条例

第1条 堺市印鑑条例（昭和62年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条の2の見出し中「専用の端末機等」を「端末機」に改め、同条中第1項を削り、第2項を同条とする。

第2条 堺市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第14条の2中「民間端末機（民間事業者が設置し、かつ、）」を「端末機（）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年12月31日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（堺市手数料条例の一部改正）

- 2 堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「本市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機（以下「自動交付機」という。）又は」を削り、「第14条の2第2項」を「第14条の2」に改める。

第3条第2号、第6条及び第13条第1号中「自動交付機又は」を削る。

- 3 堺市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「民間端末機（以下「民間端末機」を「端末機（以下単に「端末機」に改める。

第3条第2号、第6条及び第13条第1号中「民間端末機」を「端末機」に改める。

堺市立のびやか健康館条例を公布する。

平成30年12月26日

堺市長 竹山修身

堺市条例第53号

堺市立のびやか健康館条例

堺市立のびやか健康館条例（平成15年条例第33号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民に運動をする場及びやすらぎの場を提供し、もって市民の心身の健康増進を図るとともに、市民の豊かな生活の向上に資するため、堺市北区金岡町に堺市立のびやか健康館（以下「健康館」という。）を設置する。

（使用の許可）

第2条 健康館（駐車場を除く。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、健康館の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、健康館の管理上支障があり、使用させることが不適當であると認めるとき。

3 市長は、健康館の使用を許可する場合において、管理上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付することができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第3条 健康館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、他人に使用させ、又は許可を受けた目的以外に使用してはならない。

（使用の許可の取消し等）

第4条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 第2条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(2) この条例又はこれに基づく規則その他の規程に違反したとき。

(3) 使用の許可に付した条件に違反したとき。

2 前項の規定による使用の許可の取消し等により使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(特別の設備の設置)

第5条 使用者は、健康館を使用するに当たって、特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、健康館の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し特別の設備を設けることを命ずることができる。

3 前2項の規定により設けた設備は、使用の許可の期限までに使用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。

4 市長は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴取することができる。

(使用者の管理義務等)

第6条 使用者は、使用期間中その使用に係る施設、附属設備その他器具備品等を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 健康館の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したとき。

(2) 使用の許可の期限を過ぎても使用を終えないとき。

(3) 使用の許可の期限までに前条第1項又は第2項の規定により設けた設備を撤去しないとき。

(原状回復義務)

第7条 使用者は、健康館の使用を終了したとき、又は第4条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、使用した施設、附属設備その他器具備品等を直ちに原状に回復して市長に返還しなければならない。

2 第5条第4項の規定は、前項の規定による原状回復について準用する。

(使用料等)

第8条 使用者は、別表第1に定める額の範囲内で市長が定める使用料を前納しなければならない。

2 使用者は、市長が定める使用料を前納して附属設備その他器具備品等を使用することが

できる。

- 3 前2項の使用料は、市長において特別の理由があると認める者については、後納させることができる。
- 4 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項及び第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。
- 5 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、健康館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者
- (3) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、健康館の管理上支障があると認められる者

(禁止行為)

第10条 何人も、健康館において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他の危険が生ずるおそれのある行為
- (2) 健康館の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失する行為
- (3) 所定の場所以外にごみ、空き缶その他の汚物を捨てる行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、健康館の管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、健康館からの退館を命ずることができる。

(損害の賠償等)

第11条 健康館（駐車場を除く。）の施設、附属設備その他器具備品等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(駐車場の使用料等)

第12条 健康館の駐車場を利用しようとする者は、別表第2に定める額の範囲内で市長が定める使用料（以下「駐車料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 駐車料金は、自動車を駐車させた者から当該自動車を出場させる際に徴収する。
- 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

きる。

- 4 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(駐車料金の不徴収)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第11条の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (3) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

(駐車の拒否)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

(駐車場における禁止行為)

第15条 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

- 2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第16条 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、利用者により次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
- (2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、健康館の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に健康館の管理を行わせることができる。

(指定管理者に行わせる業務の範囲)

第18条 前条の規定により指定管理者に健康館の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 使用の許可その他の健康館の運営に関する業務
- (2) 健康館の施設、附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、健康館の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手續)

第19条 市長は、第17条の規定により指定管理者に健康館の管理をさせようとする場合は、特別の事由があると認めるときを除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから、公募により指定管理者を指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書、財務諸表等経営の状況を示す書類その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次の要件に最も適合していると認めるものを総合的に判断して指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
- (2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。
- (3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。

- (4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
- (5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
- (6) 管理経費の縮減が図られること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件

(公告)

第20条 市長は、前条第3項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を公告するものとする。第22条第1項の規定により指定を取り消したときも、また同様とする。

(報告、調査及び指示)

第21条 市長は、健康館の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第22条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、指定管理者としてふさわしくない行為をしたとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により健康館の管理を継続することができなくなったと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、本市は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第23条 市長は、健康館の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を、指定管理者に自らの収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合における利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額（附属設備その他器具備品等については、あらかじめ市長が定める額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。
- 4 健康館（駐車場を除く。）を利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。
- 5 健康館の駐車場に自動車を駐車させた者は、自動車を出場させる際に当該駐車場に係る

利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

6 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

7 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(管理の基準)

第24条 健康館の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 使用の許可等は、第2条及び第4条の規定の例により行うこと。

(2) 開館時間及び休館日並びに利用時間（次項において「開館時間等」という。）は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、市長の承認を得て指定管理者が定めること。

(3) 個人に関する情報（以下この項において「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(4) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

2 前条第3項の規定は、前項第2号の規定により指定管理者が開館時間等を定めた場合について準用する。

(指定管理者に係る損害の賠償)

第25条 指定管理者は、故意又は過失により健康館の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長が定める額を本市に賠償しなければならない。ただし、特別の事情により市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、健康館の管理及び運営その他この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の堺市立のびやか健康館条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際、改正前の堺市立のびやか健康館条例の規定によりなされている処分、手続その他の行為であって、新条例の規定に相当の規定があるものは、新条例の相当の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（施行前の準備行為）

- 4 施行日以後の使用に係る使用の許可及び指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為については、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

別表第1（第8条、第23条関係）

1 健康館専用（団体）使用料

施設	単位	金額
屋内フリーコート	全面・1時間	26,740円
グラウンド	全面・1時間	3,080円
研修室	1部屋・1時間	2,050円
バーベキュー施設	1炉・1時間	800円

備考 許可を得て、規則で定めた使用時間を超過し、又は繰り上げて屋内フリーコート又は研修室を使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、当該施設に係る金額の範囲内において市長が定める額を徴収する。

2 健康館共用（個人）使用料

施設	単位	金額
フィットネスルーム、浴場及びプール	1人・1回	2,460円
	1人・1月	9,250円

別表第2（第12条、第23条関係）

施設	単位	金額
駐車場	1台・1時間	510円

堺市がん対策推進条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月26日

堺市長 竹山修身

堺市条例第54号

堺市がん対策推進条例の一部を改正する条例

堺市がん対策推進条例（平成24年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされる」を「人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされる」に改める。

附 則

この条例は、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第1条第2号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の前日である場合にあつては、この条例の公布の日）から施行する。

堺市立えのきはいむ条例を廃止する条例を公布する。

平成30年12月26日

堺市長 竹山修身

堺市条例第55号

堺市立えのきはいむ条例を廃止する条例

堺市立えのきはいむ条例（昭和52年条例第38号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による廃止前の堺市立えのきはいむ条例（以下「旧条例」という。）第7条に規定する指定管理者の役員又は職員であった者に係る旧条例第14条第3号の規定による義務については、なお従前の例による。

堺市南部大阪都市計画黒山東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を公布する。

平成30年12月26日

堺市長 竹山修身

堺市条例第56号

堺市南部大阪都市計画黒山東地区地区計画の
区域内における建築物の制限に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画黒山東地区地区計画（平成30年告示第277号。以下「地区計画」という。）の区域内における建築物の敷地及び用途に関する制限について必要な事項を定めるとともに、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の緑化率に関する制限について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、特段の定めのない限り、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）及び都市緑地法に定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域（以下「適用区域」という。）に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 適用区域内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。

- (1) 法別表第2（に）項第4号に掲げる建築物のうち、ラブホテル（堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和58年条例第17号）第2条第2号に規定するものをいう。）
- (2) 法別表第2（ほ）項第2号に掲げる建築物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第5号に掲げる営業を行う施設又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第1条第2号の施設を除く。）
- (3) 法別表第2（り）項に掲げる建築物
- (4) 法別表第2（わ）項第2号又は第3号に掲げる建築物
(建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度)

第5条 適用区域内においては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、10分の20以下でなければならない。

2 前項の延べ面積には、法第52条第6項の政令で定める昇降機の昇降路の部分の床面積は、算入しない。

3 第1項の延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

(1) 自動車車庫等部分（政令第2条第1項第4号イに規定するものをいう。次項第1号において同じ。）

(2) 備蓄倉庫部分（政令第2条第1項第4号ロに規定するものをいう。次項第2号において同じ。）

(3) 蓄電池設置部分（政令第2条第1項第4号ハに規定するものをいう。次項第3号において同じ。）

(4) 自家発電設備設置部分（政令第2条第1項第4号ニに規定するものをいう。次項第4号において同じ。）

(5) 貯水槽設置部分（政令第2条第1項第4号ホに規定するものをいう。次項第5号において同じ。）

4 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

(1) 自動車車庫等部分 5分の1

(2) 備蓄倉庫部分 50分の1

(3) 蓄電池設置部分 50分の1

(4) 自家発電設備設置部分 100分の1

(5) 貯水槽設置部分 100分の1

5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の認定を受けた建築物に係る第1項の延べ面積には、同法第19条の政令で定める床面積は、算入しないものとする。

（建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度）

第6条 適用区域内においては、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、10分の6（法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては、10分の7）以下でなければならない。ただし、道路横断施設に供する敷地については、この限りでない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第7条 適用区域内においては、建築物の敷地面積は、3,000平方メートル以上でなければならない。ただし、道路横断施設、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供する施設、自動車車庫、自転車駐車場、休憩所、公衆便所、倉庫業を営まない倉庫又は公益上必要な建築物に供する敷地については、この限りでない。

(壁面の位置の制限)

第8条 適用区域内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱の面は、地区計画において定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、地盤面下の部分又は道路横断施設及びこれに付随する施設については、この限りでない。

(建築物の高さの最高限度)

第9条 適用区域内においては、建築物の高さは、31メートル以下でなければならない。

(建築物の緑化率の最低限度)

第10条 適用区域内においては、敷地面積が3,000平方メートル以上である建築物の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を100分の18以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、また同様とする。

2 道路横断施設に供する敷地については、前項の規定は適用しない。

(違反建築物に対する措置)

第11条 市長は、前条の規定に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第12条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、第10条に定める建築物の緑化率の最低限度に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 第5条、第6条、第8条又は第9条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
- (3) 第7条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主（建築物を建築した後において、当該建築物の敷地面積を減少させることにより、同条の規定に違反することとなった場合にあっては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者）
- (4) 法第87条第2項の規定により建築物（同条第3項の建築物を除く。）の用途を変更する場合において準用される第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第2号に規定する違反があった場合において、当該違反が建築主の故意によるものであるときは、同号に規定する者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条の規定による命令に違反した者
- (2) 第12条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で第7条の規定に適

合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同条の規定は、適用しない。ただし、同条の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合するに至った土地については、この限りでない。

堺市立協和町地区駐車場条例を廃止する条例を公布する。

平成30年12月26日

堺市長 竹 山 修 身

堺市条例第57号

堺市立協和町地区駐車場条例を廃止する条例

堺市立協和町地区駐車場条例（平成3年条例第20号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。